

那覇市公報

第 1 7 0 2 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市空家等対策審議会規則（市民生活安全課）…………… 965
- 那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）…… 967
- 那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（市民生活安全課）
…………… 977
- 那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則の一部を改正する規則
（市民生活安全課）…………… 981

◇訓 令◇

- 那覇市市政情報センター規程の一部を改正する訓令（市民生活安全課）…… 982
- 那覇市電子情報処理システムの運営に関する規程の一部を改正する訓令
（市民生活安全課）…………… 983

◇告 示◇

- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について
（建築指導課）…………… 984
- 那覇広域都市計画学校、特別用途地区、地区計画、用途地域及び防火地域の変更
について（都市計画課）…………… 985
- 平成 29 年度那覇市一般会計補正予算（第 2 号）（財政課）…………… 986
- 平成 29 年度那覇市一般会計補正予算（第 3 号）（財政課）…………… 990
- 平成 29 年度那覇市一般会計補正予算（第 4 号）（財政課）…………… 991
- 平成 29 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
（ちゃーがんじゅう課）…………… 992

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）	994
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）	995
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）	996
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）	997
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について（保護管理課）	998
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）	999
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）	1000
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について（保護管理課）	1001

◇公 告◇

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について（道路建設課）	1002
--------------------------------------	------

◇消防局告示◇

○那覇市学生消防団活動認証制度実施要綱	1003
---------------------	------

規 則

那覇市規則第21号

平成29年 9 月29日

公 布 済

那覇市空家等対策審議会規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市空家等対策審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市空家等対策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)において使用する用語の例による。

（担当事務）

第3条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) その他空家等の適切な管理及び対策の推進に関すること。

（組織）

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) その他市長が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係職員の出席）

第8条 審議会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、市民文化部市民生活安全課において処理する。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第22号

平成29年 9 月29日

公 布 済

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員退職手当支給条例施行規則(昭和47年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第15号様式 別記] [第16号様式 別記]	<u>(条例第14条第7項第2号に規定する規則で定める者)</u> <u>第16条の2 条例第14条第7項第2号アに規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</u> (1) <u>雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員(退職した条例第1条の職員をいう。以下この項において同じ。)</u>であつて、同法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの (2) <u>雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた本市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの</u> (3) <u>雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた本市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの</u> <u>2 条例第14条第7項第2号イに規定する規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。</u> [第15号様式 別記] [第16号様式 別記]

[第17号様式 別記]	[第17号様式 別記]
[第18号様式 別記]	[第18号様式 別記]
[第18号様式の2 別記]	[第18号様式の2 別記]
[第18号様式の3 別記]	[第18号様式の3 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 様式の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15号様式の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

第15号様式(第22条関係)

(表面)

〔略〕

〔略〕	
6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の <u>1ヵ月</u> である場合に、安定所又は職業紹介業者の紹介を受けましたか	〔略〕
〔略〕	
〔略〕	
〔略〕	

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間(前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間(就業手当等))中に職業に就いた(就業した)場合(注)、その失業の認定を受ける日(認定日＝確認日(就業手当等))に受給資格者証を添えて提出すること。

ただし、就職して被保険者資格を取得した場合等、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人又は郵送によって申請しても差し支えないこと(この場合、「次回申請日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行うこと。)。ただし、代理人による申請の場合は、委任状が必要となる。

(注) 就業手当の支給対象となる職業に就いた(就業した)場合とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合等およそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合等であって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)をいうものであり(賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになる。)、かつ、安定した職業(※)以外に就業した場合をいう。

(※ここでいう「安定した職業に就いたこと」とは、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は事業を開始したこと」をいう。)

2～7 〔略〕

- 8 6欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1ヵ月間について該当するものを○で囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。

なお、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。

9 〔略〕

[改正後 別記]

第15号様式(第22条関係)

(表面)

[略]

[略]	
6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1月である場合に、安定所、地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか	[略]
[略]	
[略]	
[略]	

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間(前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間(就業手当に相当する退職手当等))中に職業に就いた(就業した)場合(注)、その失業の認定を受ける日(認定日＝確認日(就業手当に相当する退職手当等))に受給資格者証を添えて提出すること。

ただし、就職して被保険者資格を取得した場合等、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人又は郵送によって申請しても差し支えないこと(この場合、「次回申請日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行うこと。)。ただし、代理人による申請の場合は、委任状が必要となる。

(注) 就業手当に相当する退職手当の支給対象となる職業に就いた(就業した)場合とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合等およそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合等であって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)をいうものであり(賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになる。)、かつ、安定した職業(※)以外に就業した場合をいう。

(※ここでいう「安定した職業に就いたこと」とは、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は事業を開始したこと」をいう。)

2～7 [略]

- 8 6欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1月間について該当するものを○で囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。

なお、「地方公共団体」とは、職業安定法(昭和22年法律第141号)の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。

9 [略]

[改正前 別記]

第16号様式(第22条関係)

[略]

[略]
[略]

注 1 [略]

2 この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証又は被保険者手帳を添えること。

3～8 [略]

[改正後 別記]

第16号様式(第22条関係)

[略]

[略]
[略]

注 1 [略]

2 この申請書には、受給資格証 又は高年齢受給資格証を添えること。

3～8 [略]

[改正前 別記]

第17号様式(第22条関係)

[略]

[略]				
[略]	⑨乗車(船)の場所		⑩下車(船)の場所	
[略]	※ 船 賃		※ 車 賃	
	距 離 (キロメートル)	運賃 (円)	距 離 (キロメートル)	支給額 (円)
	[略]		[略]	
[略]				
[略]				

注 [略]

[改正後 別記]

第17号様式(第22条関係)

[略]

[略]						
[略]	⑨乗車(船)の場所 (出発空港)		⑩下車(船)の場所 (到着空港)			
[略]	※船 賃		※航空賃		※車 賃	
	距 離 (キロメートル)	運賃 (円)	距 離 (キロメートル)	運賃 (円)	距 離 (キロメートル)	支給額 (円)
	[略]				[略]	
[略]						
[略]						

注 [略]

[改正前 別記]

第18号様式(第22条関係)

[略]

[略]					
[略]	船 賃		車 賃		[略]
	距 離 (キロメートル)	運賃 (円)	距 離 (キロメートル)	支給額 (円)	
	[略]		[略]		
			[略]		

注 [略]

[改正後 別記]

第18号様式(第22条関係)

[略]

[略]							
[略]	船 賃		航 空 賃		車 賃		[略]
	距 離 (キロメ ートル)	運賃 (円)	距離 (キロメ ートル)	運賃 (円)	距 離 (キロメ ートル)	支給額 (円)	
	[略]				[略]		
[略]							

注 [略]

[改正前 別記]

第18号様式の2(第22条関係)

(表面)

[略]

[略]
那覇市職員退職手当支給条例施行規則第22条第1項第3号イの規定により上記のとおり <u>求職活動支援費(短期訓練受講費)</u> の支給を申請します。
[略]
[略]
[略]

(裏面)

注意事項

- 1 この申請書は、教育訓練を行う者(以下「教育訓練実施者」という。)の発行する短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類(以下「教育訓練修了証明書」という。)に記載された受講修了日の翌日から起算して1月以内に、受給資格証又は高年齢受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、元の任命権者に提出すること。

2～3 [略]

[改正後 別記]

第18号様式の2(第22条関係)

(表面)

[略]

[略]
那覇市職員退職手当支給条例施行規則第22条第1項第3号イの規定により上記のとおり <u>求職活動支援費(短期訓練受講費)</u> に相当する退職手当の支給を申請します。
[略]
[略]
[略]

(裏面)

注意事項

- 1 この申請書は、教育訓練を行う者(以下「教育訓練実施者」という。)の発行する求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類(以下「教育訓練修了証明書」という。)に記載された受講修了日の翌日から起算して1月以内に、受給資格証又は高年齢受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、元の任命権者に提出すること。

2～3 [略]

[改正前 別記]

第18号様式の3(第22条関係)

[略]

[略]
那覇市職員退職手当支給条例施行規則第22条第1項第3号ウの規定により、上記のとおり <u>求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)</u> の支給を申請します。
[略]
[略]
[略]

(裏面)

注意事項

- 1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間(前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間(求職活動関係役務利用費))中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日(認定日＝確認日(求職活動関係役務利用費))に、受給資格証又は高年齢受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、元の任命権者に提出すること。

ただし、高年齢受給資格者の方が求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)支給申請書を提出する場合にあっては、当該求職活動関係役務利用費の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4月以内に行うこと。

2～3 [略]

[改正後 別記]

第18号様式の3(第22条関係)

[略]

[略]
那覇市職員退職手当支給条例施行規則第22条第1項第3号ウの規定により、上記のとおり <u>求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)</u> に相当する退職手当の支給を申請します。
[略]
[略]
[略]

(裏面)

注意事項

- 1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間(前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間(求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当))中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日(認定日＝確認日(求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当))に、受給資格証又は高年齢受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、元の任命権者に提出すること。

ただし、高年齢受給資格者の方が求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当申請書を提出する場合にあっては、当該求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4月以内に行うこと。

2～3 [略]

那覇市規則第23号

平成29年 9 月29日

公 布 済

那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市個人情報保護条例施行規則(平成3年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(要請拒否等の事実の公表)</u> 第20条 条例第32条第4項の規定による公表は、公告によるものとする。 第21条 [略] <u>(その他)</u> 第22条 [略] (様式) 第23条 次の表の右欄に掲げる規定に基づく同表の中欄に掲げる文書は、それぞれ同表の左欄に掲げる様式によるものとする。 [表 別記] 第1号様式(第23条関係) [略] 第2号様式(第23条関係) [略] 第3号様式(第23条関係) [略] 第4号様式(第23条関係) [略] 第5号様式(第23条関係) [略] 第6号様式(第23条関係) [略] 第7号様式(第23条関係) [略] 第8号様式(第23条関係) [略] 第9号様式(第23条関係) [略] 第10号様式(第23条関係) [略] 第11号様式(第23条関係) [略] 第12号様式(第23条関係) [略] 第13号様式(第23条関係) [略] 第14号様式(第23条関係) [略] 第15号様式(第23条関係) [略] 第16号様式(第23条関係) [略] 第17号様式(第23条関係) [略] 第18号様式(第23条関係) [略] 第19号様式(第23条関係) [略] 第20号様式(第23条関係) [略] 第21号様式(第23条関係) [略] 第22号様式(第23条関係) [略]	第20条 [略] <u>(補則)</u> 第21条 [略] (様式) 第22条 [略] [表 別記] 第1号様式(第22条関係) [略] 第2号様式(第22条関係) [略] 第3号様式(第22条関係) [略] 第4号様式(第22条関係) [略] 第5号様式(第22条関係) [略] 第6号様式(第22条関係) [略] 第7号様式(第22条関係) [略] 第8号様式(第22条関係) [略] 第9号様式(第22条関係) [略] 第10号様式(第22条関係) [略] 第11号様式(第22条関係) [略] 第12号様式(第22条関係) [略] 第13号様式(第22条関係) [略] 第14号様式(第22条関係) [略] 第15号様式(第22条関係) [略] 第16号様式(第22条関係) [略] 第17号様式(第22条関係) [略] 第18号様式(第22条関係) [略] 第19号様式(第22条関係) [略] 第20号様式(第22条関係) [略] 第21号様式(第22条関係) [略] 第22号様式(第22条関係) [略]

第23号様式(第23条関係) [略]	第23号様式(第22条関係) [略]
第24号様式(第23条関係) [略]	第24号様式(第22条関係) [略]
第25号様式(第23条関係) [略]	第25号様式(第22条関係) [略]
[第26号様式 別記]	
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	
4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

[第23条の表]

様式	文書名	根拠条項
[略]		
第25号様式	[略]	
第26号様式	個人情報(是正・中止)勧告書	条例第32条第2項

[改正後 別記]

[第22条の表]

様式	文書名	根拠条項
[略]		
第25号様式	[略]	

[改正前 別記]

第26号様式(第23条関係)

個人情報(是正・中止)勧告書

第 号
年 月 日

様

那覇市長

貴職の個人情報の取扱いが不適正であると認められるので、那覇市個人情報保護条例第32条第2項の規定により、次のとおり勧告します。なお、この勧告に従わないときは、同条例第32条第4項の規定により、その事実を公表することがあります。

勧 告 の 区 分	☐ 是 正 ☐ 中 止
勧 告 に 至 る 経 過	
個人情報の取扱いが著しく不適正であると認められる事項	
勧 告 の 内 容	
所 管 部 課	部 課(担当 連絡先)

(参考) 那覇市個人情報保護条例第32条第2項及び第4項

- 2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、当該取扱いの是正又は中止を指導し、これに従わないときは、当該取扱いの是正又は中止を勧告することができる。
- 4 市長は、事業者が第1項の資料の提出等の要請を拒んだとき、又は第2項の指導又は勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

那覇市規則第24号

平成29年 9 月29日

公 布 済

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則の一部を改正する規則

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則(平成12年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(担任事務) 第2条 審議会は、那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第2条第2号及び那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)第2条第3号の実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1)～(4) 〔略〕 2 〔略〕	(担任事務) 第2条 審議会は、那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第2条第2号及び那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)第2条第4号の実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1)～(4) 〔略〕 2 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第11号

平成29年 9 月 29 日

公 表 済

那覇市市政情報センター規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市市政情報センター規程の一部を改正する訓令

那覇市市政情報センター規程(昭和63年那覇市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) [略] (3) 保有個人情報 那覇市個人情報保護条例第2条第8号の保有個人情報をいう。 (4) [略]	(定義) 第2条 [略] (1)～(2) [略] (3) 保有個人情報 那覇市個人情報保護条例第2条第9号の保有個人情報をいう。 (4) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成29年9月29日から施行する。

那覇市訓令第12号

平成29年 9 月29日

公 表 済

那覇市電子情報処理システムの運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市電子情報処理システムの運営に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市電子情報処理システムの運営に関する規程(平成26年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(電子情報処理の申請) 第13条 [略] 2 前項の処理依頼書に係る業務が、那覇市個人情報保護条例第9条第1項若しくは第9条の2第2項に規定する利用目的以外の目的のための利用又は同条例第9条第1項に規定する提供若しくは同条例第9条の3に規定する提供(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第11号から第14号までに該当する場合の提供に限る。)を伴うものであるときは、主管課長は、当該処理依頼書に那覇市個人情報保護条例施行規則(平成3年那覇市規則第34号)第23条の保有個人情報目的外利用決定通知書又は保有個人情報提供決定通知書の写しを添付しなければならない。	(電子情報処理の申請) 第13条 [略] 2 前項の処理依頼書に係る業務が、那覇市個人情報保護条例第9条第1項若しくは第9条の2第2項に規定する利用目的以外の目的のための利用又は同条例第9条第1項に規定する提供若しくは同条例第9条の3に規定する提供(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第11号から第14号までに該当する場合の提供に限る。)を伴うものであるときは、主管課長は、当該処理依頼書に那覇市個人情報保護条例施行規則(平成3年那覇市規則第34号)第22条の保有個人情報目的外利用決定通知書又は保有個人情報提供決定通知書の写しを添付しなければならない。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成29年9月29日から施行する。

告 示

那覇市告示第 215 号

平成 29 年 9 月 22 日

掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定番号：第 5 号
- 2 指定道路の種類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日：平成 29 年 9 月 22 日
- 4 指定道路の位置：那覇市首里石嶺町四丁目 203 番 17
- 5 指定道路の延長及び幅員： 延長 3.50m
幅員 6.19m

那覇市告示第 240 号
平成 29 年 10 月 2 日
掲 示 済

那覇広域都市計画学校、特別用途地区、地区計画、用途地域及び防火地域の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那 覇 市
上記代表者 那覇市長 城間 幹子

1 都市計画の種類、名称及び都市計画を変更する土地の区域

- (1) 那覇広域都市計画学校
久茂地小学校（廃止）・・・那覇市久茂地三丁目地内
- (2) 那覇広域都市計画特別用途地区
前島文教地区（旧 前島、久茂地文教地区）
・・・那覇市久茂地三丁目及び牧志一丁目各地内
- (3) 那覇広域都市計画地区計画
那覇市久茂地牧志地区地区計画（決定）
・・・那覇市久茂地三丁目及び牧志一丁目各地内
- (4) 那覇広域都市計画用途地域
久茂地三丁目、牧志一丁目地区
・・・那覇市久茂地三丁目及び牧志一丁目各地内
- (5) 那覇広域都市計画防火地域
久茂地三丁目、牧志一丁目地区
・・・那覇市久茂地三丁目及び牧志一丁目各地内

2 縦覧場所

那覇市 都市計画部 都市計画課（那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 9 階）

那覇市告示第 248 号

平成 29 年 10 月 16 日

平成 29 年(2017 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 29 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 29 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)

平成 29 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,464,855 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 144,794,628 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		9,225,230	182,498	9,407,728
	1 地方交付税	9,225,230	182,498	9,407,728
14 国庫支出金		38,062,090	49,004	38,111,094
	1 国庫負担金	31,542,871	3,662	31,546,533
	2 国庫補助金	6,397,404	39,670	6,437,074
	3 委託金	121,815	5,672	127,487
15 県支出金		18,554,706	83,389	18,638,095
	2 県補助金	10,514,846	83,389	10,598,235

18 繰入金		4,548,229	114,270	4,662,499
	1 特別会計繰入金	1,389	122,294	123,683
	2 基金繰入金	4,546,840	△8,024	4,538,816
19 繰越金		500,000	1,360,570	1,860,570
	1 繰越金	500,000	1,360,570	1,860,570
20 諸収入		1,361,182	1,000	1,362,182
	5 雑入	974,285	1,000	975,285
21 市債		10,998,973	△325,876	10,673,097
	1 市債	10,998,973	△325,876	10,673,097
歳 入 合 計		143,329,773	1,464,855	144,794,628

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		759,557	371	759,928
	1 議会費	759,557	371	759,928
2 総務費		10,091,154	1,401,239	11,492,393
	1 総務管理費	7,855,404	1,395,587	9,250,991
	2 徴税費	1,072,636	5,652	1,078,288
3 民生費		74,224,457	144,961	74,369,418
	1 社会福祉費	25,111,782	6,720	25,118,502
	2 児童福祉費	26,721,740	138,241	26,859,981
4 衛生費		9,119,483	73,951	9,193,434
	1 保健衛生費	5,082,812	8,479	5,091,291
	2 清掃費	4,036,671	65,472	4,102,143
6 農林水産業費		124,837	6,000	130,837
	1 農業費	74,823	6,000	80,823
7 商工費		1,425,993	△31,354	1,394,639
	1 商工費	1,425,993	△31,354	1,394,639
8 土木費		15,354,529	19,500	15,374,029
	4 都市計画費	8,015,242	19,500	8,034,742
10 教育費		16,940,813	61,706	17,002,519
	2 小学校費	5,724,663	28,854	5,753,517
	3 中学校費	3,859,105	9,198	3,868,303
	5 社会教育費	1,650,275	891	1,651,166
	6 保健体育費	2,228,696	22,763	2,251,459
13 諸支出金		239,190	△218,306	20,884
	2 市たばこ税 県交付金	239,189	△218,306	20,883
14 予備費		70,000	6,787	76,787
	1 予備費	70,000	6,787	76,787
歳 出 合 計		143,329,773	1,464,855	144,794,628

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
4 衛生費			70,830
	2 清掃費		70,830
		浸出水下水道接続事業	70,830
8 土木費			918,198
	4 都市計画費		918,198
		沖縄都市モノレール延長事業	915,198
		那覇市緑の基本計画改定事業	3,000
合 計			989,028

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
那覇市小口資金融資制度に係る損失補償(商工農水課)	平成30年度から 平成40年度まで	保証融資額のうち、沖縄県信用保証協会が金融機関に代位弁済した額から、株式会社日本政策金融公庫等が補填する額を差し引いた額
タブレット端末通信サービス等契約(追加分)(議会事務局庶務課)	平成30年度	174

第4表 地方債補正

1 追 加

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
12 公設市場再整備事業	4,000	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

2 変 更

(単位: 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
10 教育施設整備事業	3,769,600	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年 5 % 以 内 (た だ し、利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 資 金 に つ い て、利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、当 該 見 直 し 後 の 利 率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	3,796,800	補正前に同じ		
11 臨時財政対策債	4,830,873				4,473,797			

那覇市告示第 249 号

平成 29 年 10 月 16 日

平成 29 年(2017 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 29 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 29 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号)

平成 29 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,407 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 144,830,035 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		38,111,094	4,936	38,116,030
	2 国庫補助金	6,437,074	4,936	6,442,010
19 繰越金		1,860,570	30,471	1,891,041
	1 繰越金	1,860,570	30,471	1,891,041
歳 入 合 計		144,794,628	35,407	144,830,035

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		11,492,393	10,713	11,503,106
	1 総務管理費	9,250,991	10,713	9,261,704
3 民生費		74,369,418	20,694	74,390,112
	2 児童福祉費	26,859,981	20,694	26,880,675
7 商工費		1,394,639	4,000	1,398,639
	1 商工費	1,394,639	4,000	1,398,639
歳 出 合 計		144,794,628	35,407	144,830,035

那覇市告示第 250 号

平成 29 年 10 月 16 日

平成 29 年(2017 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 29 年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 29 年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)

平成 29 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 107,548 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 144,937,583 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 県支出金		18,638,095	107,548	18,745,643
	3 委託金	492,105	107,548	599,653
歳 入 合 計		144,830,035	107,548	144,937,583

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		11,503,106	107,548	11,610,654
	4 選挙費	251,871	107,548	359,419
歳 出 合 計		144,830,035	107,548	144,937,583

那覇市告示第 251 号

平成 29 年 10 月 16 日

平成 29 年（2017 年）9 月那覇市議会定例会で議決された平成 29 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成29年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ492,751千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,936,093千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		4,589,081	260	4,589,341
	1 介護保険料	4,589,081	260	4,589,341
3 国庫支出金		6,336,481	30,677	6,367,158
	2 国庫補助金	2,120,196	30,677	2,150,873
4 支払基金交付金		6,576,142	8,251	6,584,393
	1 支払基金交付金	6,576,142	8,251	6,584,393
5 県支出金		4,202,546	6,985	4,209,531
	3 県補助金	1,041,257	6,985	1,048,242

7 繰入金		3, 735, 121	2, 473	3, 737, 594
	1 他会計繰入金	3, 735, 120	2, 473	3, 737, 593
8 繰越金		1	444, 105	444, 106
	1 繰越金	1	444, 105	444, 106
歳 入 合 計		25, 443, 342	492, 751	25, 936, 093

歳出

単位: 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1, 472, 225	17, 135	1, 489, 360
	1 総務管理費	1, 174, 716	16, 672	1, 191, 388
	3 介護認定審査会費	266, 108	463	266, 571
4 基金積立金		200	247, 358	247, 558
	1 基金積立金	200	247, 358	247, 558
5 地域支援事業費		1, 260, 395	1, 335	1, 261, 730
	2 一般介護予防事業費	166, 435	1, 335	167, 770
6 諸支出金		10, 299	226, 923	237, 222
	1 償還金及び還付加算金	10, 298	131, 764	142, 062
	2 繰出金	1	95, 159	95, 160
歳 出 合 計		25, 443, 342	492, 751	25, 936, 093

那覇市告示第 252 号

平成 29 年 10 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
医療法人友英会 友寄クリニック	医療法人 友英会	平成29年 8 月 1 日
那覇市泉崎 2 丁目 2 番地 6		
イオン薬局 那覇店	イオン琉球 株式会社	平成29年 9 月 25 日
那覇市金城 5 丁目 10 番 2 号 イオン那覇店 1 階		

那覇市告示第 253 号

平成 29 年 10 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
訪問看護ステーションリカバリー沖縄		平成 29 年 2 月 1 日
名称	訪問看護ステーションリカバリー沖縄 (訪問看護ステーションリカバリー)	
開設者	Recovery International 株式会社 (リカバリー沖縄 株式会社)	

那覇市告示第 254 号

平成 29 年 10 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	廃止年月日
所 在 地		
友寄クリニック	友寄 英雄	平成 29 年 7 月 31 日
那覇市泉崎 2 丁目 2 番地 6		

那覇市告示第 255 号

平成 29 年 10 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
訪問看護ステーションリカバリー沖縄		平成 29 年 2 月 1 日
名称	訪問看護ステーションリカバリー沖縄 (訪問看護ステーションリカバリー)	
開設者	Recovery International 株式会社 (リカバリー沖縄 株式会社)	

那覇市告示第 256 号

平成 29 年 10 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (休止する事業の種類)	休止年月日
所 在 地	
ふれあいデイサービス宇栄原 (認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)	平成 29 年 10 月 1 日
那覇市宇栄原二丁目 16 番 15 号	

那覇市告示第 257 号

平成 29 年 10 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
友寄クリニック (訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、 介護療養型医療施設)	平成 29 年 7 月 31 日
那覇市泉崎 2 丁目 2 番地 6	
デイ アビタン (小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅 介護)	平成 29 年 10 月 1 日
那覇市宇栄原二丁目 9 番 31 号	
リハビリ特化型デイサービス カラダラボ那覇壺川 (通所介護、介護予防通所介護、通所型サービス (独自))	平成 29 年 9 月 30 日
那覇市壺川 1 丁目 5 番地 2 宮里マンション 2-A	

那覇市告示第 258 号

平成 29 年 10 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
石新 恵	柔道整復	平成29年 9 月14日
那覇あゆみ整骨院 天久院	那覇市天久二丁目 1 番 2 号 フクサクマンションロイヤル101	
長崎 知記	はり・きゅう	平成29年 8 月 1 日
太陽整骨院	那覇市小禄一丁目 27 番 15 号 ソシア Z 1 階	

那覇市告示第 259 号

平成 29 年 10 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 2 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
廣井 和幸	ひろい接骨院	平成29年 8 月 26 日
	那覇市小禄一丁目 15 番 16 号 ツインテラス上原 101	
赤嶺 哲也	太陽整骨院	平成28年 6 月 30 日
	那覇市小禄一丁目 27 番 15 号 ソシア Z 1 階	
流田 伸次	太陽整骨院	平成29年 9 月 3 日
	那覇市小禄一丁目 27 番 15 号 ソシア Z 1 階	

公 告

那覇市公告第 332 号

平成 29 年 9 月 28 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 都市計画事業の種類及び名称

- （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
- （2）名称 3・5・20号 一銀線

2 施行者の名称 那覇市

3 縦覧場所及び縦覧期間

- （1）場所 那覇市建設管理部道路建設課
- （2）期間 平成29年9月28日～平成36年3月31日

消防局告示

那覇市消防局告示第 1 号

平成 29 年 10 月 16 日

那覇市学生消防団活動認証制度実施要綱を次のとおり定める。

那覇市消防局長 平 良 真 徳

那覇市学生消防団活動認証制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大学生、大学院生又は専門学校生（以下「大学生等」という。）である本市消防団員（以下「学生団員」という。）が行う就職活動を支援するため、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたことを認証することにより、学生団員の士気の高揚を図るとともに、大学生等の本市消防団への入団を促進し、もって地域防災力の充実強化を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 本制度による認証（第4条に規定する認証をいう。次条において同じ）の対象となる者は、次のいずれかに該当する大学生等であって、1年以上継続的に学生団員としての活動実績がある者として消防団長が認める者（以下「以下認証対象団員」という。）とする。（過去に他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。）

- (1) 市内在住で、大学、大学院若しくは専門学校（以下「大学等」という。）を卒業する等して3年以内の者
- (2) 市内の大学等に通学する大学生等又は大学等を卒業する等して3年以内の者

（申請）

第3条 本制度による認証を希望する認証対象団員は、消防団長に認証推薦依頼書（第1号様式）を提出するものとする。

2 前項の認証推薦依頼書を受理した消防団長は、当該認証対象団員に顕著な実績があると認め、市長に対して本制度による認証を受けるものとして当該認証対象団員を推薦する場合は、当該市長に認証推薦書（第2号様式）を提出するものとする。

3 市長は、前項の認証推薦書を受理するに当たり、当該認証対象団員の実績が顕著であったことを確認できる資料又は証明書の提出を求めることができる。

（審査）

第4条 市長は、前条第2項の認証推薦書が消防団長から提出された場合、当該認証対象団員が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたかどうかについて審査を行い、当該認証対象団員の功績の認証（以下「認証」という。）の可否を決定するものとする。

（認証決定通知書等の交付）

第 5 条 市長は、前条の審査により認証することを決定した場合、第 3 条第 2 項の認証推薦書を提出した消防団長に対して、学生消防団員活動認証決定通知書(第 3 号様式)を交付するものとする。

2 市長は前条の審査により認証しないことを決定した場合、第 3 条第 2 項の認証推薦書を提出した消防団長に対して、学生消防団員活動審査決定通知書(第 4 号様式)を交付するものとする。

(認証状等の交付)

第 6 条 市長は、認証することを決定した者(以下「被認証者」という。)に対して、那覇市学生消防団員活動認証状(第 6 号様式)(以下「認証状」という。)を交付するものとする。

2 市長は、被認証者から学生消防団員活動認証証明書交付依頼書(第 5 号様式)が提出された場合においては、就職活動時において企業に提出するために必要となる範囲において、那覇市学生消防団員活動認証証明書(第 7 号様式)(以下「認証証明書」をいう。)を随時交付するものとする。

(認証の取り消し)

第 7 条 市長は、被認証者が、次のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。

- (1) 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合
- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
- (4) 前三号に掲げるもののほか、被認証者として不適切と判断される行為があった場合

2 認証を取り消された者は、既に公布されている認証状及び認証証明書を直ちに市長に返却しなければならない。

(本制度の周知)

第 8 条 市は本制度について、消防団を通じて当該消防団に所属する大学生等に対して周知するものとする。

2 市は本制度について、市内の企業に周知し、認証証明書の効果が十分に得られるよう努めるものとする。

(所掌)

第 9 条 この要綱に関する事務は、那覇市消防局警防課において所掌する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 16 日から施行する。

第 1 号様式

年 月 日

認証推薦依頼書

那覇市消防団長

〇〇〇 〇〇〇 様

氏名 〇〇〇 〇〇 印

私は、在学中、真摯かつ継続的に消防団活動を行い、地域社会に貢献してきました。この実績を今後の職業に活かしたいと考えておりますので、下記により、那覇市学生消防団員活動認証制度による推薦をしてくださるようお願いいたします。

記

1 候補者

氏 名 _____

住 所 _____

生 年 月 日 _____ 年 月 日

学 校 名 _____学部_____学科

____年生・ _____年卒業／その他（ ）

2 所属分団 第____分団

3 活動期間 _____年 月 日 ～ _____年 月 日

（ 年 か月）

4 主な活動実績

第 2 号様式

年 月 日

認証推薦書

那覇市長

〇〇 〇〇 様

那覇市消防団長

印

私は、次の者について、真摯かつ継続的に消防団活動を行い、地域社会に貢献し、顕著な実績を収めたことを高く評価し、那覇市学生消防団員活動認証制度による認証を受けるに値する者として推薦します。

記

1 候補者

氏 名 _____

住 所 _____

生 年 月 日 _____ 年 月 日

学 校 名 _____ 学部 _____ 学科

____ 年生・ ____ 年卒業／その他（ ）

2 所属分団 第 ____ 分団

3 活動期間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日

（ ____ 年 ____ か月）

4 主な活動実績及び推薦理由

第 3 号様式

年 月 日

学生消防団員活動認証決定通知

那覇市消防団長

〇〇〇 〇〇〇 様

那覇市長

〇〇〇 〇〇〇 印

年 月 日付で、那覇市学生消防団員活動認証制度による推薦
があった者について、審査の結果、認証することを決定したので通知します。

記

1 認証を決定した者

氏 名 _____

住 所 _____

生 年 月 日 _____ 年 月 日

2 認証を決定した日

_____ 年 月 日

以上

第 4 号様式

年 月 日

学生消防団員活動審査決定通知書

那覇市消防団長

〇〇〇 〇〇〇 様

那覇市長

印

年 月 日付で、那覇市学生消防団活動認証制度による推薦があった者について、審査の結果、認証しないことを決定したので通知します。

記

1 対象者

氏 名 _____

住 所 _____

生 年 月 日 _____ 年 月 日

2 認証しないこととした理由

第 5 号様式

年 月 日

学生消防団員活動認証証明書交付依頼書

那覇市長

〇〇 〇〇様

氏名

印

平成 年 月 日付けの「那覇市学生消防団員活動認証決定通知書」に基づき、就職活動時において企業等に提出するため、那覇市学生消防団員活動認証制度実施要綱第6条第2項の規定に基づき、「那覇市学生消防団員活動認証証明書」（別記第7号様式）の交付を依頼します。

1 認証を決定した者

氏 名 _____

住 所 _____

2 必要部数

〇部

第 6 号様式

那覇市学生消防団員活動認証状

〇〇〇 〇〇 様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたので、その功績を認証します。

（活動内容）

年 月 日

那覇市長 〇〇 〇〇〇 印

第 7 号様式

那覇市学生消防団員活動 認証証明書

下記の者は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたことにより、那覇市学生消防団員活動認証制度により認証を受けた者であることを証します。

氏 名

生年月日

活動内容

年 月 日

那覇市長 ○○ ○○○ 印